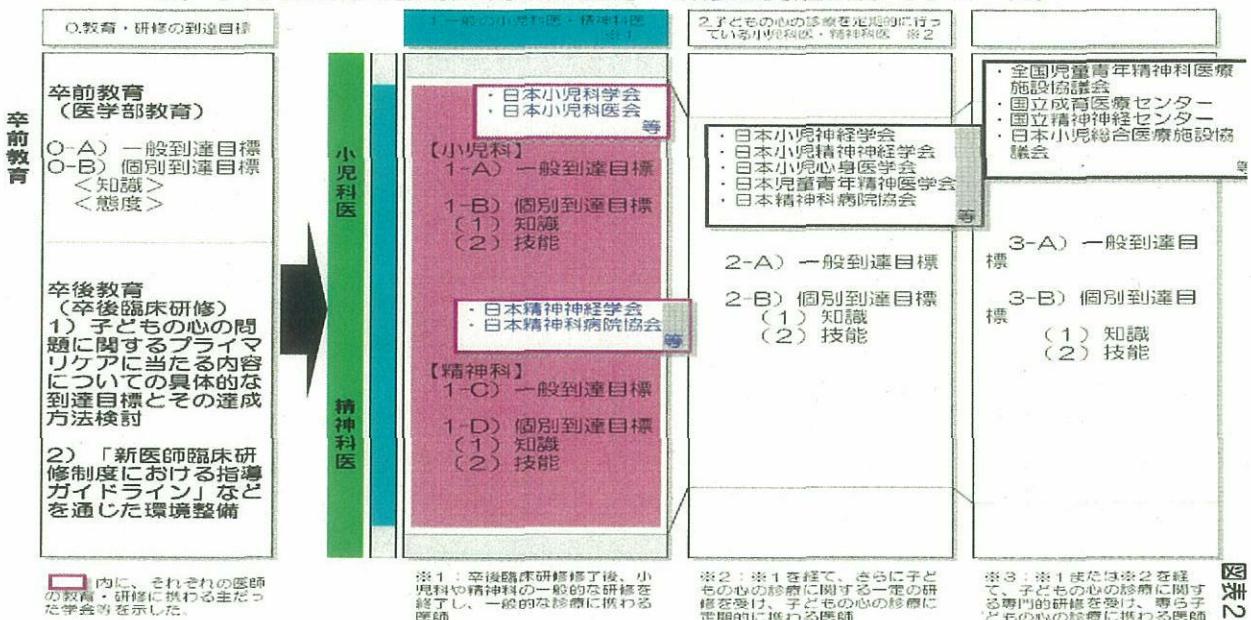


2) 当面、小児科・精神科の研修指導医が、子どもの心の問題についても、プライマリ・ケアを中心とした研修として適切な指導を行えるよう、「新医師臨床研修における指導ガイドライン」などを通じて環境整備を行う。

1. 一般の小児科医・精神科医

III. 子どもの心の診療のための教育・研修の到達目標（イメージ）



【小児科】

1-A) 一般到達目標

- ・一般診療の中で子どもの心の問題について配慮する必要性を認識している。
- ・身体的疾患を抱えた子どもの心の側面へ配慮することができる。
- ・心の問題についての相談において、身体的要因を考慮することができる。
- ・親子関係の問題を認識し、不適切な養育状況への初期対応ができる。
- ・子どもの心の問題について、軽症例への初期対応と中等度以上の症例の適切な紹介ができる。
- ・子どもの心の問題に関する社会資源と連携して、子どもの精神保健に係わることができる。

1-B) 個別到達目標

(1) 知識

- ・子どもの正常発達（運動発達、言語発達、社会性の発達）について説明できる。
- ・生活環境や生活習慣が成長・発達に与える影響について説明できる。
- ・発達障害について説明できる。
- ・慢性身体疾患が子どもの心に与える影響について説明できる。
- ・入院生活が子どもの心に与える影響について説明できる。
- ・心身相関について説明できる。
- ・心身症や身体化症状について説明できる。
- ・習癖・睡眠障害・排泄障害・チック障害について説明できる。
- ・親子関係の問題について説明できる。

- ・心に問題のある子どもの保護者への適切な対応法を説明できる。
- ・子ども虐待について説明できる。
- ・抗不安薬および抗うつ薬の作用と副作用について説明できる
- ・地域の保健所・保健センター、学校、児童相談所の連絡先（住所、電話番号など）を説明できる。

(2) 技能

- ・子どもにとって不適切な生活習慣・生活環境について保護者に助言ができる。
- ・慢性身体疾患のある子どもの養育について保護者に助言ができる。
- ・入院生活をしている子どもの養育について保護者に助言ができる。
- ・発達の問題を疑い、適切な紹介ができる。
- ・心身症や身体化症状を疑い、初期対応と適切な紹介ができる。
- ・行動・精神面の問題を疑い、適切な紹介ができる。
- ・習癖、睡眠障害、排泄障害、単純チック障害、合併症のない不登校、などの診断と治療ができる。
- ・心の問題の背後にある身体疾患を鑑別できる。
- ・育児に関する保護者の心配事について助言ができる。
- ・親子関係の問題について保護者に助言ができる。
- ・心に問題のある子どもの保護者から訴えを聞き、不安を和らげることができる。
- ・子ども虐待を疑い、初期対応と適切な紹介ができる。
- ・保健所・保健センター、学校、児童相談所からの問い合わせに可能な範囲で応えることができる。

【精神科】

1-C) 一般到達目標

- ・高校生年代の精神障害の診断と治療ができる。
- ・中学生年代の精神障害の診断と初期対応ができる。
- ・小学生以下の年代の精神障害の疑診と紹介ができる。
- ・精神障害のある保護者の育児に関する支援ができる。
- ・虐待をしている親の育児に関する支援ができる。
- ・地域精神保健と連携して、青年期の精神保健に係わることができる。

1-D) 個別到達目標

(1) 知識

- ・子どもの正常発達（運動発達、言語発達、社会性の発達）について説明できる。
- ・生活環境や生活習慣が成長・発達に与える影響について説明できる。
- ・発達障害について説明できる。
- ・18歳までの年代に発症しうる精神障害について説明できる。
- ・親子関係の問題について説明できる。
- ・子ども虐待について説明できる。
- ・妊娠中及び産褥期の母親に生じやすい精神障害について説明できる。
- ・精神障害や向精神薬が保護者の養育行動に与える影響と支援の方法について説明できる。
- ・地域の保健所・保健センター、学校、児童相談所の連絡先（住所、電話番号など）を説明できる。